

○八千代市補助金等交付規則

平成17年12月1日

規則第43号

改正 平成25年3月29日規則第28号

(目的)

第1条 この規則は、条例又は他の規則（以下「条例等」という。）に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的な事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が公益上必要があると認める場合において、市以外のものに対し交付する補助金、助成金、奨励金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行うものをいう。

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、補助事業等を開始する日の前日（市長が、当該日までに当該申請書を提出することを困難とする特別の事情があると認めて別に期日を定めた場合は、その期日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の営む主な事業
- (2) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担

額及び負担方法

- (3) 補助事業等の効果
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による書類の添付を省略させることができる。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により次に掲げる事項を調査し、補助金等を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

- (1) 当該申請に係る補助金等の交付が法令、条例等及び予算で定めるところに違反しないかどうか。
- (2) 補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか。
- (3) 金額の算定に誤りがないかどうか。
- (4) その他当該申請に係る補助金等を交付することが適当であるかどうか。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 前項に定めるもののほか、市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

3 前2項の規定により付する条件には、当該補助事業等の完了後においても従うべき事

項を内容とする条件を含むものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をしたものに通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をしたものは、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、書面により速やかに、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情の変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により市長が補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等がその責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等を遂行することができなくなった場合

3 第6条の規定は、第1項の規定により補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第10条 市長は、必要に応じ、補助事業者等に対し補助事業等の遂行の状況に関して報告させることができる。

(補助事業等の遂行の指示)

第11条 市長は、補助事業者等が提出する報告等により、当該補助事業者等の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、次に掲げる事項を記載した補助事業等実績報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 補助事業者等の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の内容
- (3) 補助事業等に要した経費の総額
- (4) 交付の決定を受けた補助金等の額
- (5) その他市長が補助事業等の実績を確認するために必要と認める事項

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業等に係る収支決算書
- (2) 補助事業等に要した経費を支払った事実が確認できる書類
- (3) 補助事業等の遂行の経過を記載した書類
- (4) その他市長が補助事業等の実績を確認するために必要と認める書類

3 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第1項の報告書に記載すべき事項の一部又は前項の書類の添付を省略させることができる。

(補助金等の額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項前段の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。  
(交付の請求)

第15条 第13条の規定による通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。  
(補助金等の交付の時期等)

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

2 補助事業者等が前項の規定により補助金等の交付を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。  
(決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止したとき（自らの責めに帰すべき事情によらない場合を除く。）。
- (4) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (5) この規則の規定による市長の指示に従わないとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として千葉県警察本部長が認める者であることが判明したとき。
- (7) その他この規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。  
(平25規則28・一部改正)

(補助金等の返還)

第18条 市長は、第8条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第19条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(理由の提示)

第20条 市長は、補助金等を交付しない旨の決定、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行の指示又は補助事業等の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めたもの

(関係書類の整備)

第22条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しておかなければならない。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
(八千代市補助金交付規則の廃止)
- 2 八千代市補助金交付規則(昭和39年八千代市規則第18号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付申請のあった補助金等について適用する。

附 則(平成25年規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第17条第1項第6号の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請のあった補助金等について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金等については、なお従前の例による。